

Tax News Flash

#07/2023

タイ国外源泉所得の課税に関する追加ガイダンス

2023年11月20日、歳入局は、国外源泉所得をタイに持ち込んだタイ居住者の個人所得税に関する取扱いについて定めた歳入局通達 No. Paw. 161/2566 に対する追加ガイダンスとなる、歳入局通達 No. Paw. 162/2566 を公布しました。

当該追加ガイダンスにより、歳入局通達 No. Paw. 161/2566 の第1条第2項について、現在では以下のように読み替えられます。

「第1項の規定は、2024年1月1日前に発生した所得には適用しない。」

結果として、2024年1月1日前に得た国外源泉所得が、2024年以降の課税年度にタイに持ち込まれた場合、タイでは課税対象にならないことを意味します。

例えば、タイ居住者が2023年12月31日に国外源泉所得を有し、2024年1月1日にタイに持ち込んだ場合、該当国外源泉所得はタイにおける個人所得税の課税対象にはなりません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。